

鳥取県これからのウリとなる観光イベント創造支援補助金交付要綱

制 定 令和8年4月7日付第202600008701号

鳥取県輝く鳥取創造本部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県これからのウリとなる観光イベント創造支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、今後継続して国内外からの誘客が見込まれ、本県の新たな観光コンテンツとなる話題性のあるイベントを実施する民間事業者や団体等（以下「民間事業者等」という。）を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし同表の第5欄に定める額を限度とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第4条 本補助金の交付を希望する民間事業者等は、鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課長（以下「観光戦略課長」という。）が別に定める日までに様式第1号及び様式第2号により事業計画書（以下「計画書」という。）を観光戦略課長に提出しなければならない。

(計画書の審査)

第5条 前条の規定に基づき提出された計画書は、審査会において審査を行う。

2 前項の審査に必要な審査基準は、観光戦略課長が別に定める。

(対象事業の決定)

第6条 観光戦略課長は、第4条の規定に基づき提出された計画書について、前条第1項による審査の結果を基に、予算の範囲内で本補助金を交付すべき対象事業を決定し、決定の日から14日以内に計画書を提出した民間事業者等に結果を通知する。

(交付申請の時期等)

第7条 前条により決定された本補助金を交付すべき対象事業を行おうとする民間事業者等は、事業開始の14日前までに本補助金の交付申請を行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。
- 3 第8条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（財産の処分に係る補助金の返還）

第12条 補助事業者が規則第25条第2項の規定に基づき、知事の承認を得て財産の処分をする場合において、知事が補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分することにより得る収入の全部又は一部に相当する額及び補助金額の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
鳥取県これからの ウリとなる観光イ ベント創造支援事 業	民間事業者等 (新規事業)	<p>自然や歴史、文化、伝統芸能等を活用した地域の魅力を発信する県内イベントの実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 委託費（会場設営費、アルバイト代等）</p> <p>※県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。</p> <p>(2) 報償費（司会者、コーディネーター等に対するものに限る）</p> <p>(3) 旅費（司会者、コーディネーター等に係るものに限る）</p> <p>(4) 需用費（消耗品費、印刷製本費等）</p> <p>(5) 役務費（保険料等）</p> <p>(6) 使用料及び賃借料</p> <p>(7) 備品購入費（汎用性がなく、事業の目的外使用にならないものに限る）</p>	1 / 2	3,000千円
	<p>民間事業者等 (継続事業)</p> <p>令和7年度 「とっとりリアル・パビリオン」イベント支援補助金の交付を受けて事業を実施した者であって、当該事業を継続して実施するものに限る。</p>	<p>※500名以上の集客が見込まれるイベントのみ対象とする。</p> <p>※既存事業を拡充（プログラムの充実や外国人観光客の受け入れ等）する場合は、拡充部分のみを対象とする。</p> <p>※次の4つの経費は、補助対象経費とは認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業と直接関係がない補助事業者の恒常的な運営経費 ・飲食又は宿泊を伴う企画における参加者及びスタッフの宿泊費並びに飲食費 ・参加者の飲食代がイベント体験料に含まれており、これらを分けることができない場合の当該体験料 ・参加者への土産品並びにイベントで行ったゲーム等の景品もしくはそれに準ずるもの 	1 / 3	2,000千円